

JASSOが行う 給付型奨学金制度 のポイント



※JASSOとは日本学生支援機構の略称です

2020年4月からスタート！！

授業料・入学金の
免除/減額 + 給付型奨学支給

進路を考えるとき、お金のことがちょっと気になる・・・
話しにくいけど、大切なことです。

そもそも奨学金には「給付型」と「貸与型」があります。
今までは支援対象者の条件が狭く限られていた「給付型」



ところが！2020年4月入学より
住民税非課税世帯又はそれに準ずる世帯&学力が一定以上の人にビッグニュース!!

「給付型奨学金」の対象が広がりました。
授業料・入学金もサポートしてもらえるようになりました！

○ 新しい支援対象の学校は？

大学
短期大学
高等専門学校（4年・5年）
専門学校



国の要件確認を受けた学校
下記URL参照



▼文部科学省HP

https://www.mext.go.jp/kyufu/assets/file/20210330_mxt_kouhou02_01.pdf

採用の基準は？



学力基準・・・次の①・②どちらかにあてはまる人

- ① 高等学校等における申込時までの全習得科目の評定平均値が、5段階評価3.5以上※1
- ② ①に該当しない場合、将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、進学しようとする大学等※2における学習意欲※3を有すること

進学後に修得単位数が標準の2分の1以下など学業不振の場合には支援が打ち切られます。またさらに学業不振が著しい場合には、奨学金の返還等が必要となることがあります。

※1専修学校の高等課程の生徒等は、これに準ずる学修成績となります。

※2「大学等」とは、大学、短期退学、高等専門学校及び専門学校（専門学校（専門課程））をいう。特に断りがない場合、高等教育の修学支援制度の対象機関（確認大学等）を指します。

※3学修意欲等の確認は高等学校等において面談の実施又はレポートの提出等により行います。



家計基準 次の①収入基準、②資産基準の両方を満たす人

①収入基準

本人・生計維持者（父母等）の所得等に基づき住民税非課税またはそれに準ずる世帯※と認められること（下表の目安参照）。

世帯任数	想定する世帯厚生	給与所得者の世帯・・・例えば会社員の方 (年間の収入金額)			給与所得者以外の世帯・・・例えば自営業の方 (年間の所得金額)		
		第Ⅰ区分 住民税非課税世帯	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分 住民税非課税世帯	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
2人世帯	本人、母	～207万円	～298万円	～373万円	～125万円	～176万円	～230万円
4人世帯	本人、親①、親② (無収入)、中学生	～271万円	～303万円	～378万円	～172万円	～191万円	～255万円
5人世帯	本人、親①、親② (パート)、大学生、 中学生	親①:～321万円 親②:～100万円	親①:～395万円 親②:～100万円	親①:～461万円 親②:～100万円	親①:～207万円 親②:～100万円	親①:～256万円 親②:～100万円	親①:～309万円 親②:～100万円

新たに3区分に分かれました

②資産基準

申込み（生徒）・生計維持者（父母）の資産の合計が一定額未滿

生計維持者が一人の場合：1250万円、生計維持者が2人の場合：2,000万円

※【第Ⅰ区分】あなたと生計維持者の市町村民区分が非課税であること。

【第Ⅱ区分】あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未滿であること。

【第Ⅲ区分】あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未滿であること。

支援額はどれくらい？

授業料・入学金の
免除/減額

自分の口座には入金されず
JASSOから直接学校に支払
われます

給付型奨学金を
毎月支給

自分の口座に入金されます



以下の条件により支給額が異なります。

- ✓ 世帯収入
- ✓ 進学先の学校の種類（国公立・私立）
（大学/短期大学/高等専門学校/専門学校）
- ✓ 自宅から通学 or 一人暮らし



1 給付型奨学金の支援額はどれくらい？

大学・短期大学・専門学校※1 給付型奨学金支給月額を目安

【昼間制・夜間制】

区分	国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	29,200円 ※2 (33,000円)	66,700円	38,300円 ※2 (42,500円)	75,800円
第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円
第Ⅲ区分	9,800円 (111,00円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円

世帯の所得金額に基づく区分（第Ⅰ～Ⅲ区分※区分は5項参照）、通学系形態により表の金額が、毎月1回振り込まれます。

※1 高等専門学校及び通信教育課程の人は別に定める年額となります。

※2 生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人は下段（ ）内の金額となります。

2 入学金・授業料の減免額はどれくらい？

授業料等減免の上限額の目安（年額） 第 I 区分の学生の場合

【昼間制】

区分	国公立		私立	
	入学金 (一回限り支給)	授業料	入学金 (一回限り支給)	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円

※住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生は、住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3の支援額となります。

※「入学金」の免除・減額を受けられるのは、入学後3ヵ月以内に申請して支援対象となった学生です。

授業料・入学金減免、給付型奨学金の申込み手順

